

## 配信課題Ⅲ-4(法規)

※禁無断転載・複製

※平成29年1月1日現在において施行されている法令に基づいて出題しています。

※法令集は必ず最新版を使用して下さい。

### 問題 1

次の記述のうち、建築基準法上、**正しい**ものはどれか。

1. 天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁で、不燃材料で造られたものは、「防煙壁」に該当する。
2. 構造耐力上主要な部分を耐火構造としたものは、「耐火建築物」である。
3. 防火戸は、「建築設備」である。
4. 建築物の自重等をささえる基礎は、「主要構造部」である。

### 問題 2

面積、高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合において、建築物の容積率の算定に当たっては、特定行政庁の許可を受けて当該前面道路の境界線が当該壁面線にあるものとみなす建築物については、当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しない。
2. 日影による中高層の建築物の高さの制限の緩和の規定において、建築物の敷地の平均地盤面が隣地(建築物があるもの)又はこれに接続する土地(建築物があるもの)で日影の生ずるものの地盤面より1m以上低い場合においては、その建築物の敷地の平均地盤面は、原則として、当該高低差から1mを減じたものの $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。
3. 前面道路の境界線から後退した建築物の各部分の高さの制限の適用において、当該建築物の後退距離の算定の特例の適用を受ける場合、ポーチの高さの算定については、地盤面からの高さによる。

4. 建築物の敷地が斜面又は段地であるなど建築物の部分によって階数を異にする場合においては、これらの階数のうち最大なものを、当該建築物の階数とする。

### 問題 3

都市計画区域内における次の行為のうち、建築基準法上、**確認済証の交付を受ける必要がない**ものはどれか。ただし、防火地域、準防火地域又は建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 鉄骨造、延べ面積10㎡、高さ6 m、平家建ての倉庫の新築
2. 物品販売業を営む店舗を建て替えるために、当該店舗の敷地内に設ける鉄骨造、延べ面積100㎡、高さ5 m、平家建ての仮設店舗の新築
3. 木造、延べ面積150㎡、高さ9 m、地上2階建ての一戸建ての住宅における外壁の過半の模様替
4. ゴルフ練習場に設ける工作物で、ネットを支える高さ20mの鉄柱の築造

#### 問題 4

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 木造、延べ面積400㎡、地上2階建ての共同住宅を新築する場合には、当該建築主は、検査済証の交付を受ける前においても、指定確認検査機関が安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めるときは、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。
2. 地上3階建ての百貨店(3階における当該用途に供する部分の床面積の合計が1,600㎡のもの)の大規模の修繕の工事で、避難施設等に関する工事の施工中において建築物を使用する場合には、当該建築主は、仮使用の認定に加え、あらかじめ、工事の施工中における建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。
3. 延べ面積1,000㎡、地上4階建ての事務所の敷地、構造及び昇降機以外の建築設備については、当該所有者(所有者と管理者が異なる場合には、管理者)は、定期的に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員若しくは建築設備等検査員にその状況を調査又は検査をさせてその結果を特定行政庁に報告する必要はない。
4. 建築物の用途の変更についての確認済証の交付を指定確認検査機関から受けた場合には、当該建築主は、建築物の用途の変更に係る工事が完了したときは、当該指定確認検査機関に届け出なければならない。

#### 問題 5

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 病院の居室のうち入院患者の談話のために使用されるものには、原則として、採光のための窓その他の開口部を設けなければならない。
2. 住宅の居室で地階に設けるものは、からぼりに面する一定の開口部を設けた場合であっても、地階における居室の防湿の措置等として、換気設備を設けなければならない。

3. 建築物の構造耐力上主要な部分に使用する指定建築材料の品質は、国土交通大臣の指定する日本工業規格若しくは日本農林規格に適合するもの又は国土交通大臣の認定を受けたものでなければならない。
4. 階段及びその踊場に、高さ85cmの手すりが設けられた場合における階段及びその踊場の幅は、手すりの幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定する。

## 問題 6

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 耐火建築物の主要構造部は、耐火構造であるか、所定の技術的基準に適合するものであることについて耐火性能検証法により確かめられたものであるか、又は所定の技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けたものであることが求められている。
2. 建築物の外部の仕上げに用いる不燃材料及び準不燃材料は、いずれも、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後、それぞれについて定められた時間、燃焼しないものであること及び防火上有害な変形、熔融、き裂その他の損傷を生じないものであることが求められている。
3. 防火性能を有する耐力壁である外壁と準防火性能を有する耐力壁である外壁は、いずれも、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後、それぞれについて定められた時間、構造耐力上支障のある変形、熔融、破壊その他の損傷を生じないものであることが求められている。
4. 耐火構造の耐力壁と準耐火構造の耐力壁は、いずれも、通常の火災による火熱がそれぞれについて定められた時間加えられた場合に、加熱終了後も構造耐力上支障のある変形、熔融、破壊その他の損傷を生じないものであることが求められている。

## 問題 7

防火地域及び準防火地域以外の区域内における木造の中学校に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。ただし、居室については、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとし、耐火性能検証法による確認は行われていないものとする。

1. 延べ面積3,500㎡、地上3階建ての主要構造部に木材を用いたものとしたので、主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、その外壁の開口部であって建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして所定のものに、所定の防火設備を設けた。
2. 地上3階建ての耐火建築物とし、火を使用しない室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを木材で仕上げた。
3. 地上4階建てとしたので、主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、各室に避難上有効なバルコニーを設置し、各室の外壁面に道に面して窓を設け、建築物の周囲に幅員3m以上の通路を設けた。
4. 延べ面積2,000㎡、地上2階建てとしたので、床面積の合計1,000㎡ごとに耐火構造で自立する鉄筋コンクリート造の壁(開口部の幅及び高さは、それぞれ2.5m以下とし、これに所定の特定防火設備を設けたもの)により有効に区画し、その壁の両端及び上端は、外壁面及び屋根面から50cm突出させた。

## 問題 8

防火区画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。  
ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、主要構造部については、「耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準」に適合していないものとする。また、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 地階に居室を有する事務所で、主要構造部を耐火構造としたものにおいて、階段の部分とその他の部分との区画に用いる防火設備は、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するものでなければならない。
2. 有料老人ホームの用途に供する建築物の当該用途に供する部分については、その防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。
3. 3階に居室を有するホテルで、主要構造部を準耐火構造としたものにおいて、ダクトスペースの部分とその他の部分とは、不燃材料で造られた床若しくは壁又は防火設備で区画しなければならない。
4. 主要構造部を耐火構造とした共同住宅の住戸のうちその階数が2で、かつ、床面積の合計が150㎡であるものにおける吹抜きとなっている部分とその他の部分とは防火区画しなくてもよい。

## 問題 9

延べ面積30,000㎡、地上20階建の事務所の用途に供する耐火建築物（各階の床面積が1,500㎡であり、各階に事務室が設けられているもので、イ～ホの建築物の条件を満たしているものとする。）に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。

### 建築物の条件

- イ. 主要構造部が所定の性能を有していることについて、耐火性能検証法により確かめられたものである。
  - ロ. 主要構造部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備が所定の性能を有していることについて、防火区画検証法により確かめられたものである。
  - ハ. 当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたものである。
  - ニ. 自動式のスプリンクラー設備が全館に設けられているものとする。
  - ホ. 避難上有効なバルコニー、屋外通路等は設けられていないものとする。
1. 10階において、こんろを設置した給湯室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした。
  2. 配電管が、主要構造部である壁及び床並びに防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフトの当該壁を貫通する場合には、当該貫通する部分からパイプシャフトの内側方向に1 m以内の距離にある部分を不燃材料以外の材料で造った。
  3. 15階(当該階における居室の床面積の合計は1,000㎡とする。)に通ずる直通階段を特別避難階段とし、当該特別避難階段の当該階における階段室及びこれと屋内とを連絡する付室の床面積の合計を30㎡とした。
  4. 18階(避難階に通ずる直通階段が2か所設けられているものとする。)において、事務室(当該室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものとする。)の各部分から避難階に通ずる各直通階段に至る通常の歩行経路の共通の重複区間の長さを25mとした。

## 問題 10

構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、限界耐力計算(これと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を含む。)、又は超高層建

築物の構造耐力上の安全性を確かめるための国土交通大臣が定める基準に従った構造計算は行わないものとする。

1. 地盤の許容応力度は、原則として、国土交通大臣が定める方法によって、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。
2. 保有水平耐力計算によって安全性が確かめられた場合、鉄筋コンクリート造の基礎(布基礎の立上り部分を除く。)の鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、捨コンクリートの部分を除いて6 cm未満とすることができる。
3. 「構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないものでなければならない。」とする規定は、耐久性等関係規定に該当する。
4. 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分は、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない。

#### 問題 1 1

構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. コンクリートの短期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度は、設計基準強度の  $\frac{2}{3}$  である。
2. 炭素鋼を構造用鋼材として用いる場合、短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度は、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度と同じ値である。
3. 木材の繊維方向の長期に生ずる力に対する曲げの許容応力度は、積雪時の構造計算を行う場合を除き、木材の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める曲げに対する基準強度の  $\frac{1}{3}$  である。
4. 突合せ溶接ののど断面に対する許容応力度について、短期に生ずる力に対するせん断の許容応力度は、長期に生ずる力に対するせん断の許容応力度の1.5倍である。



## 問題 1 2

「建築設備又はその部分」と当該建築設備又はその部分が「適合すべき基準等」との組合せとして、建築基準法上、**誤っている**ものは、次のうちどれか。

	建築設備又はその部分	適合すべき基準等
1.	エレベーターの主要な支持部分で、かごの昇降によって摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分	通常の使用状態において、通常の昇降時の衝撃及び安全装置が作動した場合の衝撃によりかごの落下をもたらすような損傷が生じないものであること
2.	飲料水の配管設備	当該配管設備から、漏水しないものであり、かつ、溶出する物質によって汚染されないものであること
3.	特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域における処理対象人員300人の合併処理浄化槽	放流水に含まれる大腸菌群数3,000個/cm <sup>3</sup> 以下、かつ、通常の使用状態において、生物化学的酸素要求量の除去率70%以上、合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量60mg/l以下のものであること
4.	エスカレーターの制動装置	人が危害を受け又は物が損傷するおそれがある場合に自動的に作動し、踏段に生ずる進行方向の加速度が1.5m/s <sup>2</sup> を超えることなく安全に踏段を制止させることができるものであること

### 問題 13

高さ20mの鉄筋コンクリート造の建築物に適用される「構造方法」と「その構造方法によらないことができる場合」との組合せとして、建築基準法上、**誤っている**ものは、次のうちどれか。ただし、保有水平耐力計算若しくは限界耐力計算(これらと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を含む。)、又は超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための国土交通大臣が定める基準に従った構造計算は行わないものとする。

	構造方法	その構造方法によらないことができる場合
1.	主筋の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあつては、主筋の径の40倍以上とすること	国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手とした場合
2.	構造耐力上主要な部分である柱の主筋は、4本以上とすること	国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合
3.	耐力壁の鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、3cm以上とすること	所定のかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材とした場合
4.	コンクリート打込み中は、コンクリートの温度が2度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によってコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生すること	コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合

#### 問題 1 4

都市計画区域及び準都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 道路法による道路として築造した幅員 6 m の道で地下におけるものは、建築基準法上の道路ではない。
2. 特定行政庁から位置の指定を受けた幅員 6 m の私道を廃止する場合は、特定行政庁の許可が必要である。
3. 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による新設の事業計画のある幅員 6 m の道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものは、建築基準法上の道路である。
4. 壁面線を越えて歩廊の柱を建築する場合は、特定行政庁の許可が必要である。

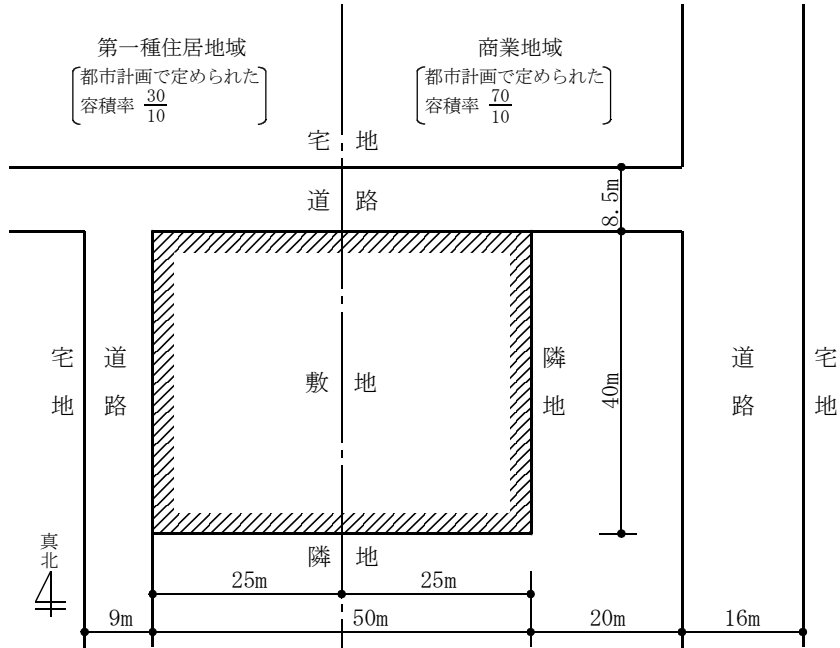
#### 問題 1 5

次の建築物のうち、建築基準法上、**新築してはならない**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。また、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとする。

1. 第一種低層住居専用地域内の「延べ面積600㎡、地上2階建ての児童厚生施設」
2. 第二種低層住居専用地域内の「延べ面積500㎡、地上2階建ての保健所」
3. 第一種中高層住居専用地域内の「延べ面積500㎡、地上2階建ての宅地建物取引業を営む店舗」
4. 準工業地域内の「延べ面積5,000㎡、平家建ての圧縮ガスの製造工場(内燃機関の燃料として自動車に充てんするための圧縮天然ガスに係るもの)」

問題 16

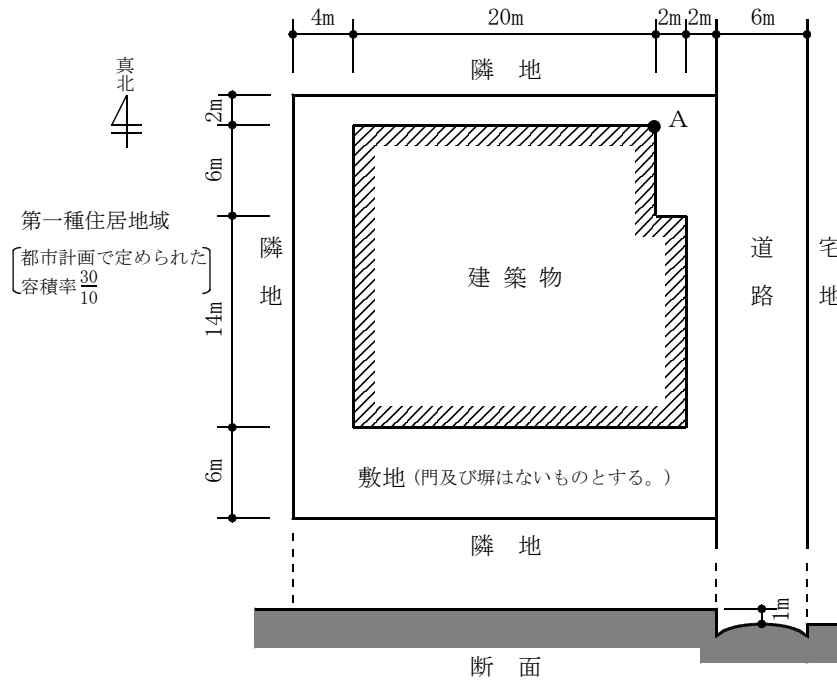
図のような敷地において、建築基準法上、**新築することができる建築物の容積率(同法第52条に規定する容積率)の最高限度**は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定、許可等は考慮しないものとする。



1.  $\frac{42}{10}$
2.  $\frac{48}{10}$
3.  $\frac{50}{10}$
4.  $\frac{55}{10}$

問題 17

図のように、敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの**建築物の高さの最高限度**は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、隣地との高低差はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとし、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、すべての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。



1. 11.5m
2. 12.5m
3. 14.0m
4. 14.5m

### 問題 18

次の建築物を新築する場合、建築基準法上、**耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる**ものはどれか。

1. 防火地域及び準防火地域以外の区域内における延べ面積1,000㎡、地上2階建ての倉庫(各階とも倉庫に使用)
2. 準防火地域内における延べ面積600㎡、平家建ての美術館
3. 準防火地域内における延べ面積400㎡、平家建ての自動車車庫
4. 準防火地域内における延べ面積900㎡、地上3階建ての共同住宅(各階とも共同住宅に使用)

### 問題 19

建築協定、地区計画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築協定書については、建築協定区域内の土地に借地権の目的となっている土地がある場合においては、土地の所有者及び借地権を有する者の全員の合意がなければならない。
2. 建築協定に関する市町村の条例が定められていない場合は、建築協定を締結することができない。
3. 地区計画等の区域内において、特定行政庁は、予定道路の指定を行う場合においては、当該指定について、原則として、あらかじめ、その指定に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、建築審査会の同意を得なければならない。
4. 地区計画等の区域(地区整備計画等が定められている区域に限る。)内において、市町村の条例で定める建築物の容積率の最高限度は、 $\frac{5}{10}$ 以上の数値でなければならない。

## 問題 20

条例による制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 地方公共団体は、条例で、特殊建築物の用途により、防火上必要な制限を付加することができる。
2. 特別用途地区内においては、地方公共団体は、国土交通大臣の承認を得て、条例で、用途地域による建築物の用途制限を緩和することができる。
3. 地方公共団体は、条例で、災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築を禁止することができる。
4. 市町村は、国土交通大臣の承認を得て、条例で、伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため、構造耐力に関する制限を緩和することができる。

## 問題 21

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 鉄骨造、高さ10m、軒の高さ9mの共同住宅の新築工事で、住宅の用途に供する部分の床面積が250㎡、自動車車庫の用途に供する部分の床面積が125㎡のもの設計及び工事監理は、一級建築士又は二級建築士でなければしてはならない。
2. 一級建築士名簿に登録する事項は、登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、性別、処分歴、定期講習の受講歴等である。
3. 建築士事務所に属する一級建築士は、直近の一級建築士定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内に、次回の一級建築士定期講習を受けなければならない。
4. 中央指定登録機関が指定された場合には、一級建築士の登録の実施に関する事務、一級建築士名簿を一般の閲覧に供する事務等は中央指定登録機関が行うこととなり、原則として、国土交通大臣はこれらの事務を行わない。

## 問題 2 2

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括する専任の建築士であるが、当該建築士事務所に属する他の建築士が設計を行った建築物の設計図書について、管理建築士である旨の表示をして記名及び押印をする必要はない。
2. 建築士事務所の開設者が建築主との設計受託契約の締結に先立って管理建築士等に重要事項の説明を行わせる際に、管理建築士等は、当該建築主に対し、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければならない。
3. 建築士事務所の開設者は、建築主から受託した設計の業務の一部を他の建築士事務所に再委託する場合にあっては、当該設計受託契約を締結したときに当該建築主に交付する書面等において、当該再委託に係る設計の概要、再委託の受託者の氏名又は名称等を記載しなければならない。
4. 建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理以外の業務について、建築主から受託する場合にあっては、建築士法に基づく重要事項の説明や契約を締結したときの書面の交付を行わなければならない。



### 問題 2 3

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 業務に関して不誠実な行為をして二級建築士の免許を取り消された者は、その後一級建築士試験に合格した場合であっても、その取消の日から5年を経過しない間は、一級建築士の免許を受けることができない。
2. 二級建築士として3年以上の設計等の業務に従事した後に管理建築士講習の課程を修了した者が、新たに一級建築士の免許を受けて、一級建築士事務所の管理建築士になる場合には、改めて管理建築士講習を受ける必要はない。
3. 建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業務として行った行為を理由として、建築基準法の規定に違反し懲戒の処分を受けたときは、都道府県知事は、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。
4. 建築士事務所について都道府県知事の登録を受けている建築士は、当該登録を受けた都道府県以外の区域においては、業として他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を行うことはできない。

### 問題 2 4

次の記述のうち、都市計画法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 開発整備促進区は、特定大規模建築物の整備による商業その他の業務の利便の増進を図るため、一体的かつ総合的な市街地の開発整備を実施すべき区域である。
2. 開発整備促進区を都市計画に定めるに当たっては、第二種住居地域、準住居地域若しくは工業地域が定められている土地の区域又は用途地域が定められていない市街化調整区域であることが、条件の一つである。
3. 開発整備促進区における地区整備計画においては、劇場、店舗、飲食店その他これらに類する用途のうち当該区域において誘導すべき用途及び当該誘導すべき用途に供する特定大規模建築物の敷地として利用すべき土地の区域を定めることができる。

4. 市街化調整区域内において、主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する社会福祉施設の建築の用に供する目的で行う開発行為については、開発許可を受けることができる。

## 問題 25

次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 劇場で、舞台(床面積300㎡)並びにこれに接続して設けられた大道具室(床面積100㎡)及び小道具室(床面積100㎡)である舞台部を有するものには、原則として、スプリンクラー設備を設置しなければならない。
2. 指定数量以上の危険物は、原則として、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。
3. 地上4階建の事務所で、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした延べ面積3,000㎡のものには、原則として、屋内消火栓設備を設置しなければならない。
4. 消防用設備等のうち簡易消火用具には、「乾燥砂」及び「膨張ひる石」は含まれない。

## 問題 26

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築主等は、現に存する建築物の用途を変更して、特別特定建築物(用途の変更に係る部分の床面積の合計2,000㎡以上)にしようとするときは、当該特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。
2. 特定建築物である共同住宅、銀行、保育所及び学習塾のうち、特別特定建築物に該当するものは、保育所である。
3. 市町村により移動等円滑化基本構想が作成されたときは、関係する建築主等は、建築物特定事業計画を作成し、これに基づき、当該建築物特定事業を実施するものとする。
4. 所管行政庁は、建築物特定事業を実施していないと認めて勧告したにもかかわらず、建築主等が正当な理由がなく、その勧告に係る措置を講じない場合において、移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## 問題 27

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき、第一種特定建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床について一定規模以上の修繕又は模様替をしようとする者は、原則として、当該修繕又は模様替に係る建築物の設計及び施工に係る事項のうち、当該第一種特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置に関するものを所管行政庁に届け出なければならない。
2. 「労働安全衛生法」に基づき、事業者は、建設業の仕事で、耐火建築物又は準耐火建築物で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事を開始しようとするときは、原則として、その計画を当該仕事の開始の日の14日前までに、労働基準監督署長に届け出なければならない。

3. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、所管行政庁は、階数が2で、かつ、床面積の合計が500㎡の保育所について、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、その所有者に対し、必要な指示をすることができる。
4. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、その施工に特定建設資材を使用する建築物の新築工事で、当該建築物の床面積の合計が500㎡であるものの受注者は、原則として、分別解体等をしなければならない。

## 問題 28

次の記述のうち、建築士法及び建設業法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築士法に違反したという理由で国土交通大臣から業務停止を命じられた一級建築士は、その処分に不服がある場合は、中央建築士審査会に申し出て再審査を受けることができる。
2. 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するため通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。
3. 建設業法に規定する要件を満たした者は、一級建築士でなくても、建築工事の監理技術者になることができる。
4. 建築士は、工事監理を行う場合において、建築工事が仕様書のとおり実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を仕様書のとおり実施するよう求めなければならない。

## 問題 29

住宅に関する次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、住宅新築請負契約又は新築住宅の売買契約においては、住宅の構造耐力上主要な部分等について、引き渡した時から10年間の<sup>かし</sup>瑕疵担保責任を義務づけており、これに反する特約で注文者又は買主に不利なものは無効とされる。
2. 「特定住宅<sup>かし</sup>瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、新築住宅の建設工事の請負人である建設業者又は売主である宅地建物取引業者は、原則として、<sup>かし</sup>瑕疵担保保証金の供託又は<sup>かし</sup>瑕疵担保責任保険契約の締結のいずれかを行わなければならない。
3. 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、所管行政庁は、長期優良住宅建築等計画の認定の申請があった場合において、構造及び設備、規模、地域における居住環境の維持及び向上、建築後の維持保全の方法等について、所定の基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。
4. 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期優良住宅建築等計画の認定の申請をしようとする場合には、あらかじめ、建築基準法に基づく確認済証の交付を受けなければならない。

### 問題 30

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事で当該工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上であるものの発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、都道府県知事に届け出なければならない。
2. 「文化財保護法」に基づき、重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、原則として、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
3. 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、特定建築物の所有者等で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、「建築物環境衛生管理基準」に従って当該特定建築物の維持管理をしなければならない。
4. 「建築基準法」において、エレベーターとは、人又は人及び物を運搬する昇降機並びに物を運搬するための昇降機でかごの水平投影面積が1㎡を超え、又は天井の高さが1.1mを超えるものをいう。